

## 第7章 建設副産物処理設計積算要領

### 7-1 宮城県建設副産物処理設計積算要領

(目的)

第1条 この要領は、宮城県土木部が発注する土木・建築工事の施工に伴い発生する建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理を推進するに当たり、その設計積算に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設副産物 工事に伴い副次的に得られる物で、建設発生土、有価物及び建設廃棄物をいう。
- (2) 再生資源 工事に伴い副次的に得られた物（副産物）のうち、有用な物であって原材料として利用することができる物又はその可能性のある物をいう。
- (3) 建設廃棄物 工作物の建設工事及び解体工事（改修工事を含む）に伴って発生する廃棄物をいう。
- (4) 再資源化施設 建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。
- (5) 処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき許可された産業廃棄物最終処分場及び再資源化施設又は元請が所有している自社最終処分場をいう。
- (6) 再生利用 建設副産物を工事現場内又は再資源化施設等において再生し、建設資材として使用することをいう。
- (7) 指定副産物 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第七で定める、土砂（建設発生土）、コンクリート塊、アスファルト塊及び木材をいう。
- (8) 災害廃棄物由来の再生資材（盛土材） 原料は災害廃棄物や津波堆積物であり、主に震災廃棄物処理施設において、再生処理を行った資材をいう。
- (9) 建設発生土再生プラント 建設汚泥とは異なり、廃棄物処理法に規定する廃棄物ではない建設発生土を受入れ、土質改良プラントにおいて良質な土質へ加工を行う施設をいう。

(再生資源の利用)

第3条 工事執行者は、次の各号に該当する建設資材を要する工事を施工する場合には、可能な限り再生資源を利用しなければならない。

- (1) 土砂
- (2) 碎石
- (3) 加熱アスファルト混合物

(建設発生土の利用)

第4条 工事執行者は、建設発生土を利用する場合において、次の表の左覧に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用する。

区 分	用 途
第一種建設発生土 (砂、れき及びこれらに準ずる物。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土 (砂質土、れき質土及びこれらに準ずる物。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずる物。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずる物。)	水面埋立て用材料

2 工事執行者は、建設発生土を前項の表に記載されていない用途であっても、土質改良や適切な施工管理によって使用可能であれば積極的に利用する。

(コンクリート塊の利用)

第5条 工事執行者は、コンクリート塊を利用する場合において、再生骨材等として、次の表の左覧に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用する。

区 分	用 途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装（駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装（以下同じ））の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生コンクリート砂	工作物の埋め戻し材料及び基礎材
再生粒度調整砕石	その他舗装の上層路盤材料
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料

2 工事執行者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、コンクリート塊を再生骨材等以外の建設資材として利用することができる。

(アスファルト塊の利用)

第6条 工事執行者は、アスファルト塊を利用する場合において、再生骨材及び再生加熱アスファルト混合物として、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用する。

区 分		用 途
再生骨材	再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装（駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装（以下同じ））の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
	再生粒度調整砕石	その他舗装の上層路盤材料
	再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
	再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生加熱アスファルト混合物	再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及びその他舗装の上層路盤材料
	表層基層用再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料

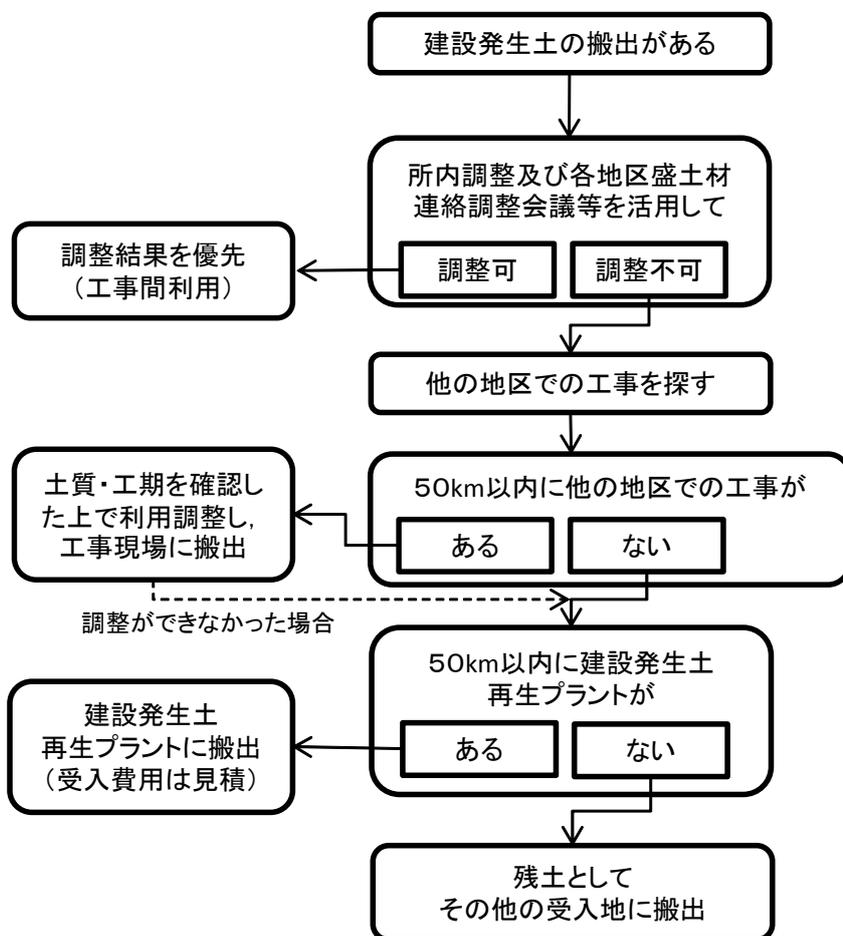
2 工事執行者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、アスファルト塊を再生骨材及び再生加熱アスファルト混合物以外の建設資材として利用することができる。

(指定副産物の搬出)

第7条 工事執行者は、指定副産物を工事現場から搬出する場合において、その利用を進めるため、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、原則として、右欄に掲げる搬出先へ搬出する。

区 分	搬 出 先
建設発生土	以下に示す「建設発生土の搬出フロー」に基づき搬出先を選定する
コンクリート塊 アスファルト塊	再資源化施設（距離の制限なし）
木 材	工事現場から50キロメートルの範囲内の再資源化施設

建設発生土の搬出フロー



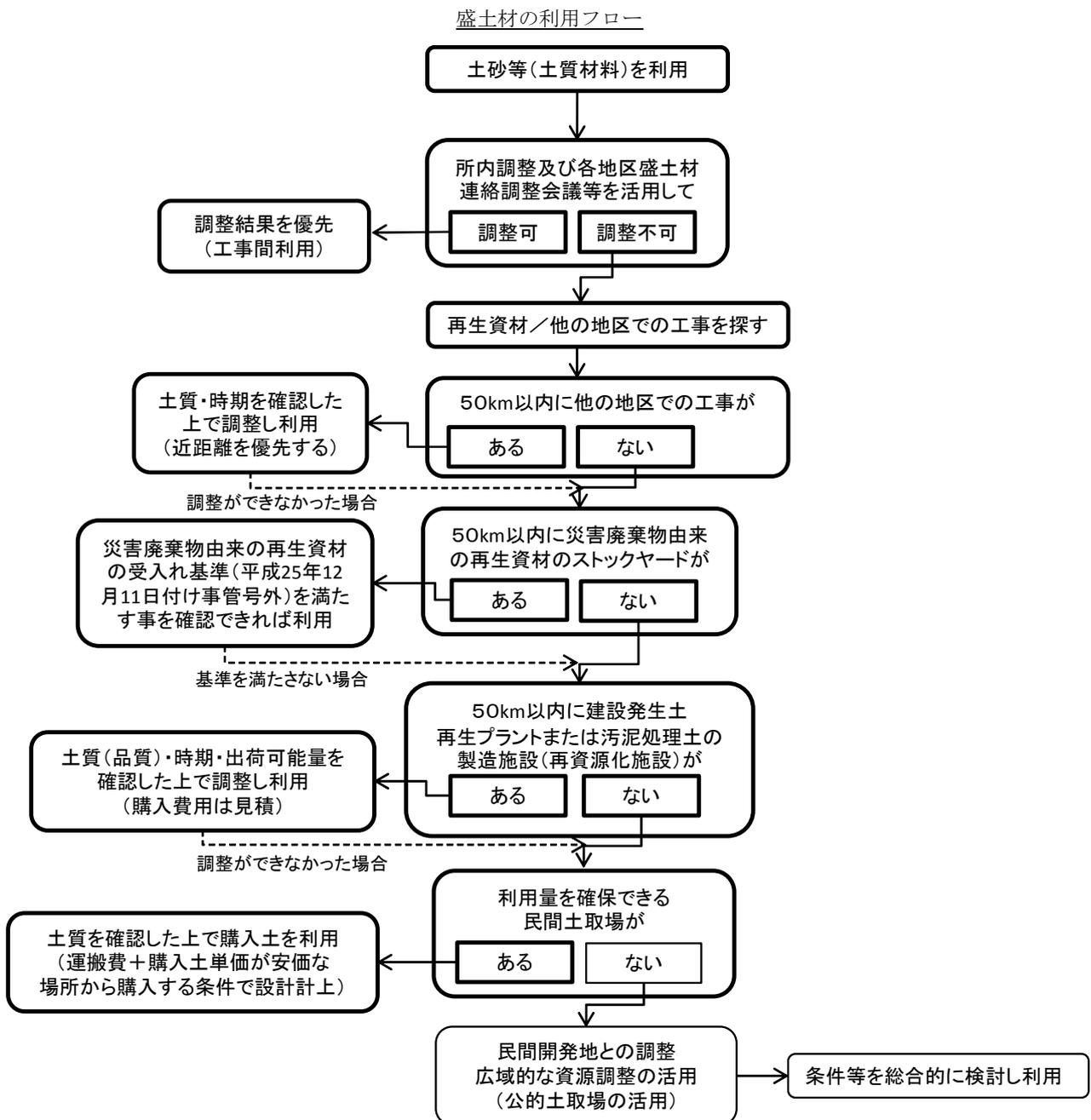
- 2 工事執行者は、前項にかかわらず、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第16条ただし書きに該当する場合には、建設発生木材を縮減（焼却等）することができる。
- 3 工事執行者は、再資源化施設に受入れ能力の限界を越える等の事由がある場合には、建設廃棄物として最終処分場に搬出する。
- 4 工事執行者は、建設発生土を第1項のフローに基づき調整をした結果、他の建設工事との受入れ時期及び土質等の調整が困難である場合には、残土として処分する。

第7章 建設副産物処理設計積算要領

(再生資源の搬入)

第8条 工事執行者は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる搬入先から可能な限り再生資源を搬入する。

区 分	搬 出 先
再生骨材	工事現場から40キロメートルの範囲内の再資源化施設
再生加熱アスファルト混合物	工事現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内の再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設
建設発生土	以下に示す「盛土材の利用フロー」に基づき搬入先を選定する



- 2 工事執行者は、県単独事業の舗装工事において、原則として、再生材の供給可能な地区については再生材を使用する。
- 3 工事執行者は、補助事業の舗装工事にあつては、出来るだけ再生材を使用するものとし、その場合、当面、事前に事業主務課と協議するものとする。
- 4 道路管理者等は、道路占有者等から道路等の占用許可申請があつたときは、その許可に当たって、支障ない限り再生材の使用を勧めるものとする。
- 5 土木部に属する地方機関の長は、それぞれの機関において発生したアスファルト塊の数量と、必要最小限同数量程度の再生材の使用に努めるものとする。
- 6 工事執行者は、盛土材の利用について、第1項のフローに基づき調整をした結果、民間土取場からの購入も困難な場合には、事前に事業主務課と協議するものとする。

(建設副産物の情報収集)

第9条 工事執行者は、建設副産物の利用に当たって、あらかじめ建設副産物の発生及び利用に関する必要な情報の収集に努めるものとする。

(建設発生土の搬出及び盛土材の利用の設計積算)

第10条 工事執行者は、建設発生土の搬出及び盛土材の利用に関する設計積算を、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 工事間流用を行う場合は、搬出先または搬出元の所在地(市町村の町字名まで)、数量、運搬距離について、発生する工事及び流用する工事のいずれの設計図書にも条件明示するものとし、その場合、必要に応じて運搬費を直接工事費に計上する。なお、施工条件としては指定事項とし、運搬については、原則として、工期が重複する期間内に行う。
  - (2) 災害廃棄物由来の再生資材(盛土材等)を利用する場合は、再生資材を利用する旨(ストックヤードの所在地(市町村の町字名まで)、数量、運搬距離)について、設計図書に条件明示するものとし、その場合、必要に応じて運搬費を直接工事費に計上する。なお、施工条件としては、指定事項とする。
  - (3) 再生プラント等への搬出または改良土の購入を行う場合は、再生プラント等への搬出または改良土の購入する旨(再生プラント等の所在地(市区町村名まで)、数量、運搬距離)について、設計図書に条件明示するものとし、費用については、再生プラント等での受入料金または改良土の購入料金と当該施設までの運搬費との合計とし、最も経済的になるような施設を選定する。なお、施工条件としては、再生プラント等を活用すること自体は指定事項とするが、施設を選定は任意とする。
  - (4) 民間土取場から盛土材の購入を行う場合は、購入土を利用する旨(民間土取場の所在地(市区町村名まで)、数量、運搬距離)について、設計図書に条件明示する。なお、費用については、盛土材の価格と現場までの運搬費(盛土材の価格が現着単価の場合は除く)との合計とし、最も経済的になるような民間土取場を選定する。なお、施工条件としては、購入先は任意とする。
  - (5) 大量に盛土材を購入する必要がある工事においては、施工性を考慮し、工事施工箇所周辺のすべての再生プラント等および民間土取場の中から、必要盛土材が確保できる適切な施設を複数選定することができるものとする。なお、経済性を優先して施設を設定した場合よりも、割高となる場合は、設計書の積算根拠資料に施設の選定理由を添付するものとする。
  - (6) 改良土等及び盛土材の価格は、労務資材設計単価表(以下「単価表」という。)によるものとし、明記されていない施設から購入する場合には見積りによる。
- 2 工事執行者は、建設発生土が、再生利用不可能な場合は、実状に即した適正な処分費と運搬費を計上し、設計図書に条件明示する。

## 第7章 建設副産物処理設計積算要領

- 3 工事執行者は、受注者から改良土または盛土材の購入先の変更の申し入れがあった場合には、次の各号に定めるところにより行う。
- (1) 土質等の品質に問題が無いことが確認された場合には、購入費用（購入価格及び運搬費）を設計変更の対象とする。ただし、変更による購入費用が当初設計と比較し割高となる場合は、購入先の変更のみを承諾し、設計変更は行わないが、やむを得ない理由が確認された場合については、この限りではない。
  - (2) 大量に盛土材を購入する場合を除き、リサイクル促進の観点から、再生プラント等からの購入を優先とする。
- 4 工事執行者は、明示した条件に変更が生じた場合には、設計変更などにより適切に対処しなければならない。  
(再生利用の設計積算)

第11条 工事執行者は、建設副産物の再生利用に関する設計積算を、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 再生利用する建設副産物の種類、使用数量、使用区分及び工法等を設計図書に条件明示するものとし、その場合、必要に応じて現場内運搬費を直接工事費に計上することができる。
  - (2) 他工事に流用する場合は、再生利用する建設副産物の種類及び数量について、発生する工事及び流用する工事のいずれの設計図書にも条件明示するものとし、その運搬は、原則として、工期が重複する期間内に行う。
  - (3) 再生骨材及び再生加熱アスファルト混合物の価格は、労務資材設計単価表（以下「単価表」という。）によるものとし、明記されていない地域で使用する場合には見積りによる。
- 2 工事執行者は、明示した条件に変更が生じた場合には、設計変更などにより適切に対処しなければならない。  
(建設副産物処理の設計積算)

第12条 工事執行者は、建設副産物の処理に関する設計積算を、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 建設副産物の処理を行う場合は、現場内利用を優先し、それが不可能な場合には、近隣の再資源化施設へ搬出する。
  - (2) 再資源化施設へ搬出出来ない建設副産物については、建設廃棄物として廃掃法の許可を得た最終処分場に搬出する。
  - (3) 処理費用の積算に当たって、最も経済的になるような処理施設を選定する。
  - (4) 処理費用は、処理施設における中間処理に要する料金又は最終処分処理料金と当該処理施設までの運搬費との合計とする。ただし、副産物を原材料として買受けする再資源化施設に搬出する場合には、売却当額を直接工事費から減額する。なお、処理する建設副産物の種類、処理施設の種類（中間処理・再資源化施設、最終処分場など）及び所在地(市区町村名まで)、処理方法、運搬距離、数量について、設計図書に条件明示する。
  - (5) 各品目ごとの処理料金は、単価表によるものとし、単価表で定めていない建設廃棄物の処理料金は見積りによる。
  - (6) 処理費用に関する積算は、土木工事標準積算基準書による。
- 2 工事執行者は、明示した条件に変更が生じた場合は、設計変更などにより適切に対処しなければならない。  
(処理施設の変更)

第13条 工事執行者は、処理施設が災害を受けた時又は保健所等の指導により建設副産物を受け入れが出来なくなった場合には、設計変更を行う。

- 2 工事執行者は、設計計上した再資源化施設が受入れ敷地等の理由により処理出来なくなった場合には、他の再資源化施設又は最終処分場に変更する。
- 3 工事執行者は、受注者から自社最終処分場に処分したいとの申し入れがあった場合には、次の各号に定めるところにより行う。
- (1) 当該最終処分場が、廃掃法に基づき許可されている処分場の場合は、処理施設及び処分費を設計変更の対象とする。ただし、変更による処分費が当初設計と比較し割高となる場合は、処理施設の変更のみを承諾し、設計変更は行わない。

(2) 当該最終処分場が、廃掃法に基づく許可を受けていない一定規模以下の処分場の場合は、最終処分場の表示(様式第1号)の設置、廃棄物の飛散、流出防止のための囲い及び施設、土地所有者及び周辺住民の承諾等の要件を満たすものを処理施設として認め、前号と同様の取り扱いとする。

(3) 前号の要件を満足しているか否かについては、所轄保健所の意見を参考とする。

4 工事執行者は、処理施設を変更した場合には、その経過を明らかにしておかなければならない。

(確認)

第14条 工事執行者は、受注者の利用及び処理の実績を提出させ、その内容を確認しなければならない。

(協議)

第15条 この要領により難しい場合には、土木部事業管理課と協議するものとする。

(附則)

1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成3年3月7日制定の土木・建築工事に伴う建設廃棄物処理設計積算要領及び土木・建築工事に伴う建設廃棄物処理設計積算指針並びに建設廃棄物再生材使用基準は廃止する。

(附則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

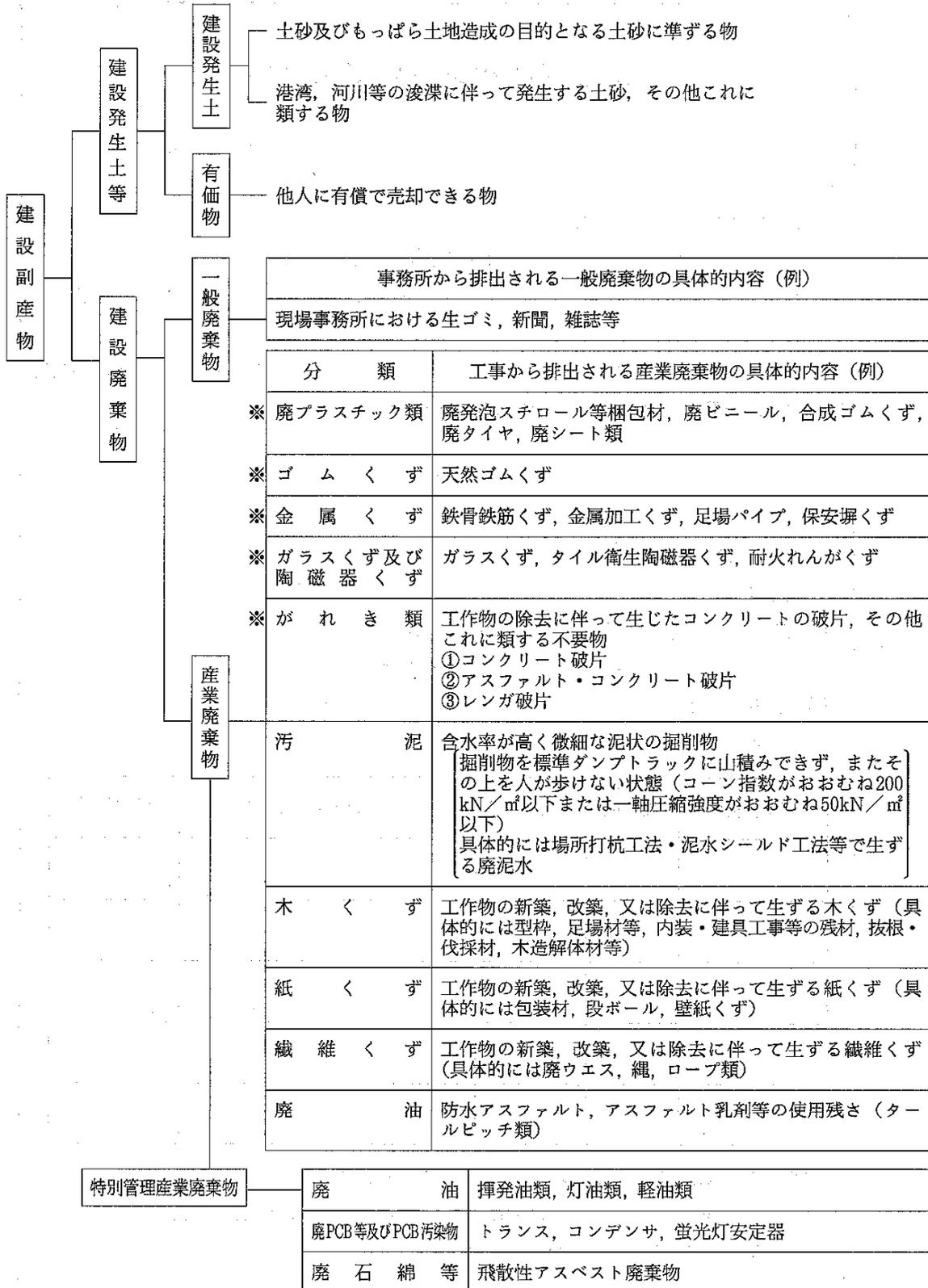
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第12条関係)

最終処分場の表示

25	産業廃棄物の最終処分場				100
25	産業廃棄物の種類				
25	埋立処分の期間	年 月 日 - 年 月 日			
25	管理者名		連絡先		
	50	50	25	75	
	200				

## 7 - 2 建設副産物の体系



※ [安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし石膏ボード, 廃ブラウン管の側面部 (以上ガラスくず及び陶磁器くず), 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板 (以上金属くず), 廃プリント配線板 (廃プラスチック類, 金属くず), 廃容器包装 (廃プラスチック類, ガラスくず及び陶磁器くず, 金属くず) は除く。]

## 7 - 3 解 説

### 第2条関係

- 1 廃棄物とは、占有者が自ら利用又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいう。  
(「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状の物を占有者が使用することをいい、排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合を除き、他人に有償売却できない物を排出者が使用する場合は該当しない。)  
土木工事の施工に伴い発生する残土(汚泥を除く)は、廃掃法の対象となる建設廃棄物から除外される。
- 2 廃棄物処理の基本事項
  - 1) 排出事業者は、事業活動に伴って生じたすべての廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
  - 2) 建設廃棄物を適正に処理するため、発注者・元請業者・下請業者・処理業者は、互いに協力しなければならない。
  - 3) 工事執行者は、建設工事等の発注に際し当該工事に伴って生じる建設廃棄物の処理方法を仕様書に明示しなければならない。
  - 4) 元請業者は、発注者・下請業者・処理業者との協力体制を整備し、その円滑な運営を図らなければならない。
  - 5) 下請業者は、元請業者の指定する処理業者に建設廃棄物を適正に渡す。ただし、下請業者が、処理業者としての元請業者から委託を受けて処理する場合は、この限りでない。
  - 6) 処理業者は、元請業者と処理契約を締結したうえで、適正に処理しなければならない。
- 3 排出事業者等の責務
  - 1) 建設工事等における関係者の責務と役割  
建設廃棄物を適正に処理するためには、元請業者のみならず、発注者、下請業者、処理業者などの関係者がそれぞれの立場に応じて責務を果たすことが大切である。
    - ア 工事執行者の役割  
廃棄物の発生を少なくする設計に心がける。  
廃棄物の処理方法を設計図書などに明示する。  
請負業者から、廃棄物の処理方法を記載した施工計画書を提出させる。  
処理内容に見合う処理費用を支出する。  
工事中は、廃棄物の処理が適正に行われているか、注意を払う。  
請負者が処理業者を使っているときは、処理業者の監督を適切に行うよう、請負者を指導する。  
工事が終了したときは、請負者に報告等を求め廃棄物が適切に処理されたことを確認する。また、作業所(現場)に建設廃棄物が放置されていないか、注意を払う。
    - イ 元請業者の責任と役割  
元請業者が中心となって、発注者 - 元請業者 - 下請業者 - 処理業者の間の協力体制を整備し、円滑に運営する。  
設計図書に廃棄物の処理方法が記載されていない場合は、発注者に申し出る。  
発注者に廃棄物の処理方法を記載した施工計画書を提出する。  
建設廃棄物の取扱い方法について、教育、啓発等により従業員や関係者に周知徹底される。  
建設廃棄物の取扱いを下請業者任せにしない。  
建設廃棄物の性状や処理方法を把握する。  
処理業者に委託する場合は、運搬と処分のそれぞれについて委託契約を行う。

建設廃棄物の処理を委託する場合には、指示した内容を確実に行わせるよう監督する。  
処理業者から処理報告書を提出させ、処理が契約内容に沿って適正におこなわれたかどうか確認する。  
処理内容に見合う処理費用を支出する。  
建設廃棄物処理の結果を発注者に報告する。  
処理実績を整理して記録し、保存する。

#### ウ 下請業者の責任と役割

下請業者だけの判断で処理しない。必ず、元請業者の指示を受けてから処理する。  
工事にかかる前に処理方法を元請業者と協議する。  
元請業者から処理方法の指示がない場合は、指示を受ける。  
処理を請負うときには、処理業者としての許可を取得しておく。  
処理を請負わないときには、元請業者の指定した処理業者に廃棄物を適切に渡す。

#### エ 処理業者の責任と役割

産業廃棄物処理業の許可を受けた範囲に応じた処理契約を元請業者と結ぶ。当然、許可証に記載されていない廃棄物の処理を請負ってはならない。  
廃棄物を受け取るときには、契約内容と同じであることを確認する。  
収集・運搬業者は、必ず元請業者から処分先の指示を受け、かつ確実に運ぶ。  
中間処理又は最終処分業者は、搬入物の処分を自ら行わなければならない。  
中間処理又は最終処分の終了後、速やかに終了日及び処理状況を元請業者に報告する。  
処理実績を帳簿に記載し保存する。  
委託を受けた個々の処理業者が処理料金を直接元請業者に請求する。

### 第3条関係

#### 再生資源利用の基本事項

- 1) 工事執行者は、建設工事の発注に当たっては、再生資源を利用するよう努めるとともに、再生資源を資材として指定し、これらの事項について設計図書に条件明示し、必要な費用を計上しなければならない。  
また、明示した条件に変更が生じた場合は設計変更などにより適切に対処しなければならない。
- 2) 工事執行者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物を再生資源として利用することを促進し、再資源化施設に搬入するよう設計図書に条件明示し、必要な費用を計上するとともに、建設副産物の発生の抑制を図るよう努めること。  
また、明示した条件に変更が生じた場合は、設計変更などにより適切に対処しなければならない。
- 3) 工事執行者は、再生資源を資材として利用する場合、生活環境保全上の支障が生じないように、建設副産物の性状に応じた、適切な処理及び利用を関係法令及び工作物に要求される機能を考慮して行う。
- 4) 再生利用が困難なものについては、廃掃法に定める安定型処分場、管理型処分場又はしゃ断型処分場に、建設廃棄物として適正に処理する。

### 第5条関係

次の条件を満たす建設廃材は、工事用資材として認められる場合がある。

- 1) 破砕材の粒度が利用目的により調整されている。
- 2) 破砕材に鉄筋、木片等の異物の混入がない。
- 3) 破砕材に有害物質等、生活環境の保全上支障を生ずるものが付着していない。

#### 第7章 建設副産物処理設計積算要領

- 4) 発注者又は排出事業者と再生利用する工事現場等の発注者又は元請業者等関係者間における再生利用に関する契約が確実である。

#### 第10条関係

##### 建設廃棄物の運搬

建設廃棄物を他工区に流用して再生利用する場合は、元請業者自ら運搬する時は運搬業の許可を必要としないが、下請させる場合は運搬業の許可を得た業者とする。

#### 第13条関係

マニフェスト（積荷目録）は、排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握すること、産業廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝達することによって、不法投棄等の不適正処理の防止、産業廃棄物の処理過程における事故の防止等を図るために作成された様式であり、積荷目録の管理を通じて産業廃棄物の流れを管理することをマニフェストシステムという。

### 7 - 4 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の記入方法

#### 1) 工事種別

工事種別は、下記の工事区分及び工事種別による。

工事区分

公共土水、公共建築

工事種別

ア．土木工事

河川、砂防、ダム、道路、下水道、港湾、公園、区画整理工事等

イ．建築工事

新築（改築等含む）、解体工事

#### 2) 施工条件の内容

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書に記入する発注者から示された施工条件の内容は、各々の計画書の内容に直接関係するもののみとする。

#### 3) 土砂及び建設発生土の量

再生資源利用計画書における土砂の量は締固め土量とする。

再生資源利用促進計画書における建設発生土の量は地山土量とする。

#### 4) 特記事項

再生資源利用計画においては、次の事項等を特記する。

ア．近傍の再資源化施設等の状況（近傍で施設が無く利用できない、あっても施設の供給量が小さく利用できない等の状況）

イ．その他再生資源の利用に対する努力事項（発注者への進言内容、土砂の仮置利用等）

再生資源利用促進計画においては、次に事項等を特記する。

ア．近傍の再資源化施設等の状況（近傍に施設が無く利用困難、あっても施設の受入量が小さく利用困難等の状況）

- イ．分別，破碎等に関する事項（分別の方法，破碎の程度等）
- ウ．周辺環境保全に関する事項
- エ．建設発生土の区分の調査方法

表7-1

様式1 再生資源利用計画書(実施書) - 建設資材搬入工事用 -

1. 工事概要

発注機関名	発注機関コード*1	発注担当者チェック欄	担当者	TEL	( )	請負会社名	発注者コード*2	記入年月日	H. 年 月 日
工事名	工事種別コード*3	最終工事	千百十千百 円 万円	100万円未満四捨五入 000,000 円 (税込)	建築・解体工事のみ 石礫に記入して下さい	会社所在地	TEL ( )	工事責任者	
工事施工場所	都道府県	市区町村	住所コード*4	工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		FAX ( )	調査票記入者	
工事概要等	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)					建築面積	延床面積	階数	地上階 地下階

2. 建設資材利用実績

注: コード\*3~\*9は下記欄外のコード番号より数字を選んでください。

分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	再生資材の供給元		再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*7	施工条件 内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所	住所コード *4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B) 単位: ㎡, トン, m <sup>3</sup> , ㎡ (注1)	再生資源 利用率 B/A×100
				再生資材の供給元施設	再生資材の供給元場所住所								
土砂				㎡								㎡	96
				㎡								㎡	96
				㎡								㎡	96
				㎡								㎡	96
	合計				㎡							㎡	96
砕石				トン								トン	96
				トン								トン	96
				トン								トン	96
				トン								トン	96
	合計				トン							トン	96
アスファルト 混合物				トン								トン	96
				トン								トン	96
				トン								トン	96
				トン								トン	96
	合計				トン							トン	96
その他 (再生資材 のみ記入)				トン								トン	96
				トン								トン	96
	合計				トン							トン	96

コード\*5  
土砂について  
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土  
3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土  
5.泥土(建設汚泥以外) 7.再生コンクリート砂  
6.土質改良土 8.山砂、山土等の購入土、採取土

砕石について  
1.クラッシュヤラン 2.粒度調整砕石  
3.粗さい 4.単粒度砕石  
5.ぐり石、割ぐり石 6.その他

アスファルト混合物について  
1.粗粒度アスファルトコンクリート  
2.密粒度アスファルトコンクリート  
(開粒度及び改良アスファルトコンクリートを含む)  
3.細粒度アスファルトコンクリート  
4.アスファルトモルタル  
5.加熱アスファルト安定処理路盤材  
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

コード\*6  
土砂について  
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤  
4.構造物等の要込材、埋戻し 5.宅地造成用  
7.現場整備(農地整備) 8.その他(具体的に記入)

砕石について  
1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材  
3.構造物の要込材、基礎材 4.その他(具体的に記入)

アスファルト混合物について  
1.表層 2.基層  
3.上層路盤 4.歩道  
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)  
その他について(利用用途を具体的に記入)

コード\*7  
再生資材の供給元について  
1.現場内利用  
2.他の工事現場  
3.再資源化施設  
4.ストックヤード  
5.その他

コード\*8  
施工条件について  
1.再生材の利用の指示あり  
2.再生材の利用の指示なし

コード\*9  
土砂について  
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土  
3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土  
6.土質改良土 7.再生コンクリート砂

砕石について  
1.再生クラッシュヤラン 2.再生粒度調整砕石  
3.粗さい 4.その他

アスファルト混合物について  
1.再生粗粒度アスファルトコンクリート  
2.再生密粒度アスファルトコンクリート  
(開粒度及び改良アスファルトコンクリートを含む)  
3.再生細粒度アスファルトコンクリート  
4.再生アスファルトモルタル  
5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材  
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

注1:再生資材利用量について  
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入して下さい。

裏面にも御記入ください

表7-2

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事用 -

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ「様式2」を作成して下さい。

1. 工事概要

発注機関名	発注機関コード*1	発注担当者チェック欄	担当者	TEL	請負会社名	請負者コード*2	記入年月日	H. 年 月 日
					会社所在地		工事責任者	
					TEL		調査書記入者	
					FAX			

工事名	工事種別コード*3	最終工事	請負金額	100万円未満四捨五入
			円 (税込み)	000,000

工事施工場所	都道府県	市区町村	住所コード*4	工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
工事概要等	施工条件の内容				

建築面積	延床面積	階数	地上階	地下階
構造	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造 4.コンクリートブロック造 5.木造 6.その他			
用途	1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所 4.店舗 5.工場、作業所 6.倉庫 7.学校 8.病院診療所 9.その他			

2. 建設副産物搬出実績

現場内利用の欄には、発生量(総発生)のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

注) 再資源化施設、最終処分場は、指定副産物の種類ごとに3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にあたる場合は、用紙を換えて下さい。

コード\*14(コード\*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

1.山砂採取採取地 2.処分場の覆土 3.池沼等の水面埋立 4.空地埋立 5.農地受入 6.その他

指定副産物の種類	①発生量			現場内利用・減量		現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+⑤ × 100 ①
	発生量 ②+③+④	現場内利用 ②	減量 ③	搬出先名称	区分	搬出先場所	住所コード *4	距離 km	搬出先 用途 コード *13	搬入地 の用途 コード *14	④現場外搬出量		うち現場内 改良分	⑤再生資源 利用促進量 (注2)		
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
					2ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
					3ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
					2ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
					3ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
					2ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
					3ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
	第四種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
					2ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
					3ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%		
粘土 (河川、湖沼等の浚渫土)	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%			
				2ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%			
				3ヶ所目	公共 民間		km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%			
合計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>							地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%			
コンクリート塊	トン	トン	トン	1ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
				2ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
				3ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	1ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
				2ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
				3ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
建設発生木材	トン	トン	トン	1ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
				2ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
				3ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
建設汚泥	トン	トン	トン	1ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
				2ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
				3ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
建設混合廃棄物	トン	トン	トン	1ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
				2ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			
				3ヶ所目	公共 民間		km			トン	トン	トン	%			

コード\*10  
1.路盤材 2.搬込材  
3.埋戻し材  
4.その他(具体的に記入)

コード\*11  
1.発却 2.脱水  
3.天日乾燥  
4.その他(具体的に記入)

コード\*12  
施工条件について  
1.A指定処分  
(発注時に指定されたもの)  
2.B指定処分(もしくはB指定処分)  
(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)  
3.自由処分

コード\*13  
再資源利用促進  
1.他の工事現場(内陸:公共、民間を含む)  
2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)  
3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合)  
4.建設発生土ストックヤード(他工事で再利用される場合)  
5.海面埋立事業(海陸、湖沼事業を含む)

最終処分場・その他  
6.海面処分場  
7.内陸処分場(建設発生土受入地を含む)  
8.建設発生土ストックヤード(再利用されない場合)  
9.中間処理施設(処分のための中間処置に限る)  
10.その他(具体的に記入)

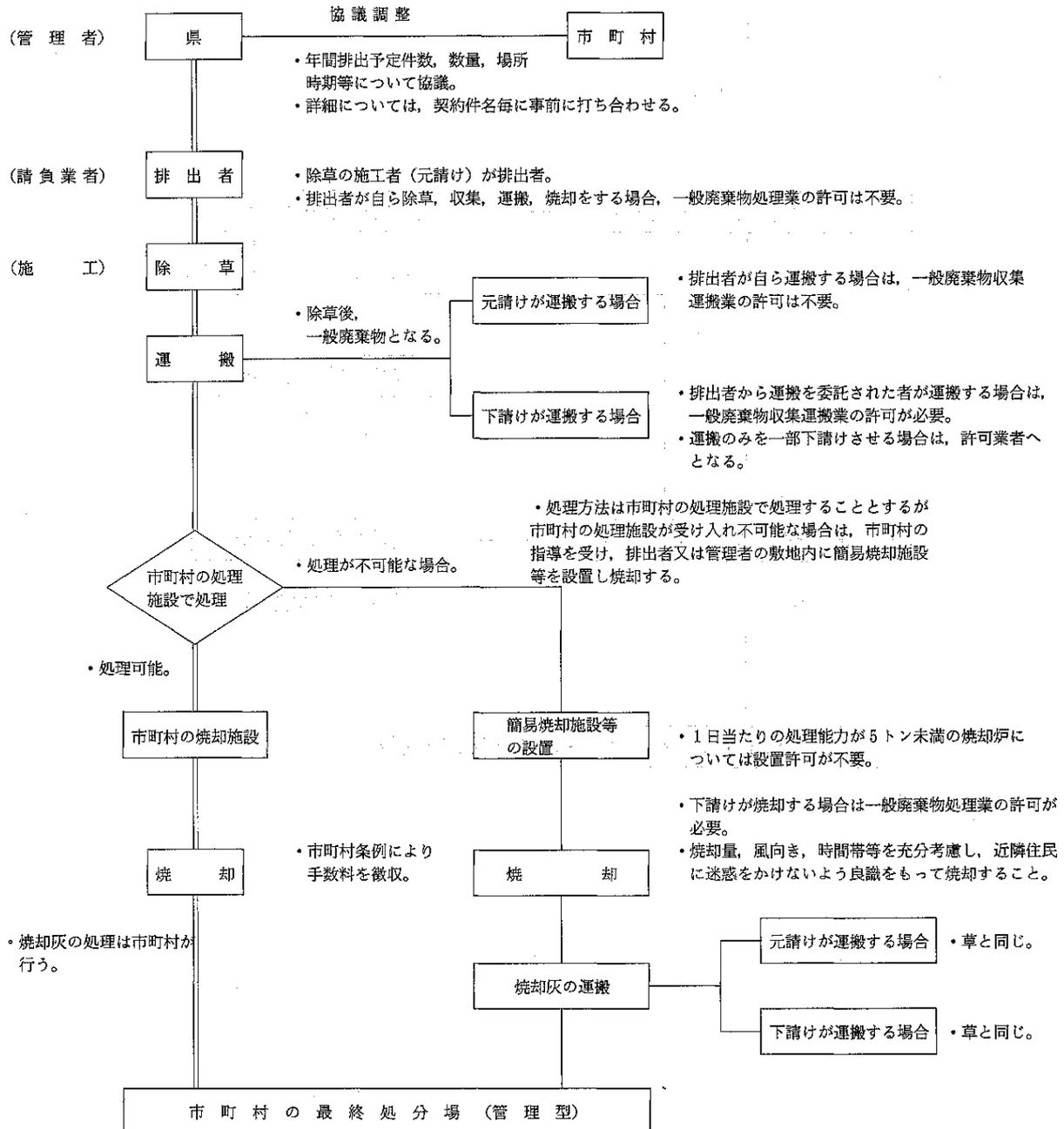
注2:再生資源利用促進率について  
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類(コード\*13)が1.~5.の合計

## 7-5 宮城県建設副産物処理設計積算要領の運用

道路・河川等の委託及び工事における除草後の草（一般廃棄物）の処理

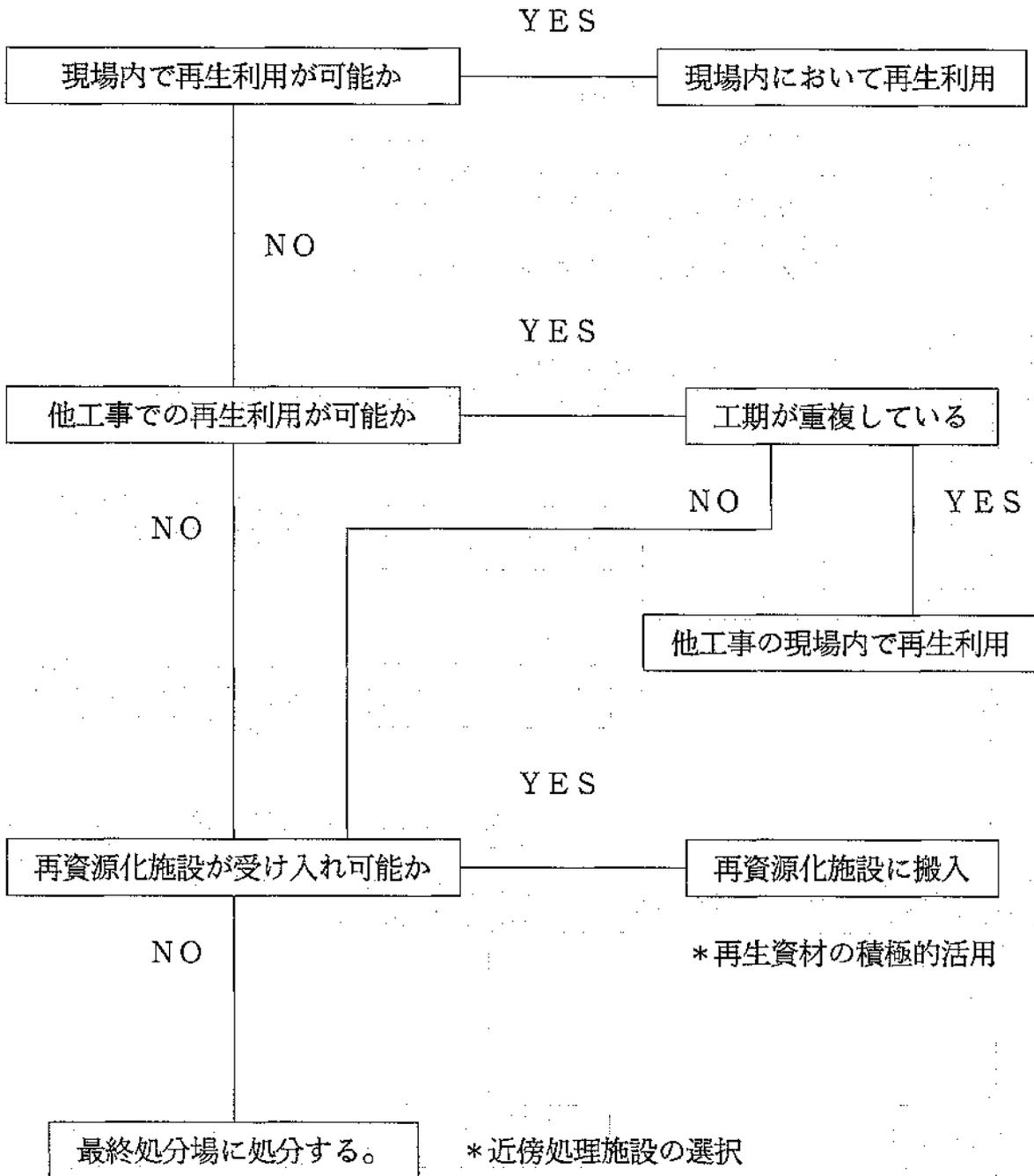
道路や河川等の委託及び工事において、除草後の草は、次の処理フロー図を基本にして適正に処理するものとする。

《処理フロー図》



- 1 排出者の責任において処理できないときは、市町村の処理施設で処理すること。また、市町村の処理施設で処理できないときは市町村の指導により簡易焼却施設等を設置するなどして適切に処理すること。
- 2 市町村長は事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することが出来る。

発生材処理方法の選定手順



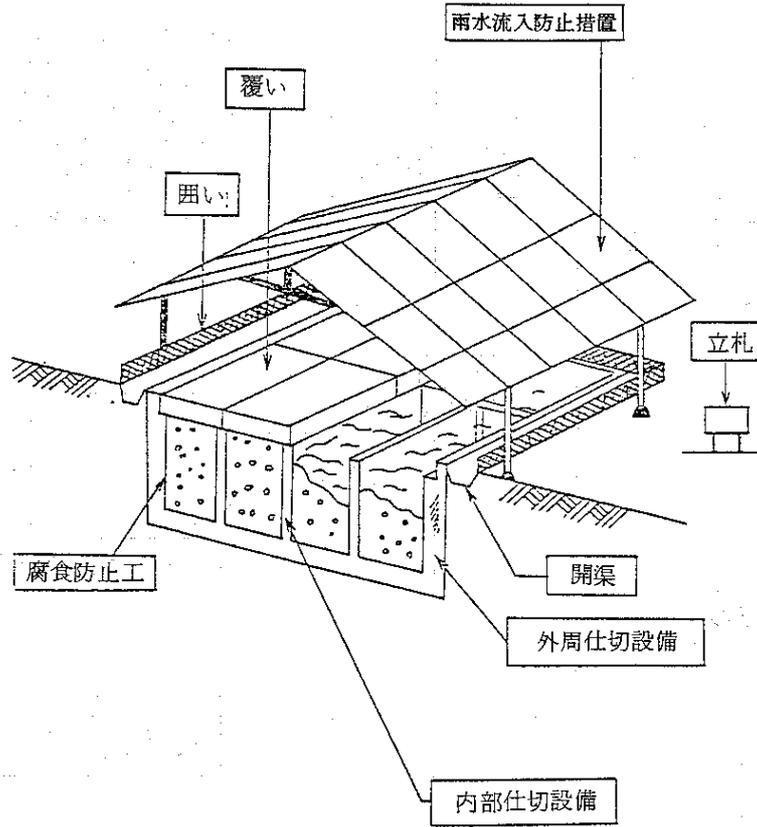


## 最終処分場の種類

最終処分場には、次の3種類がある。

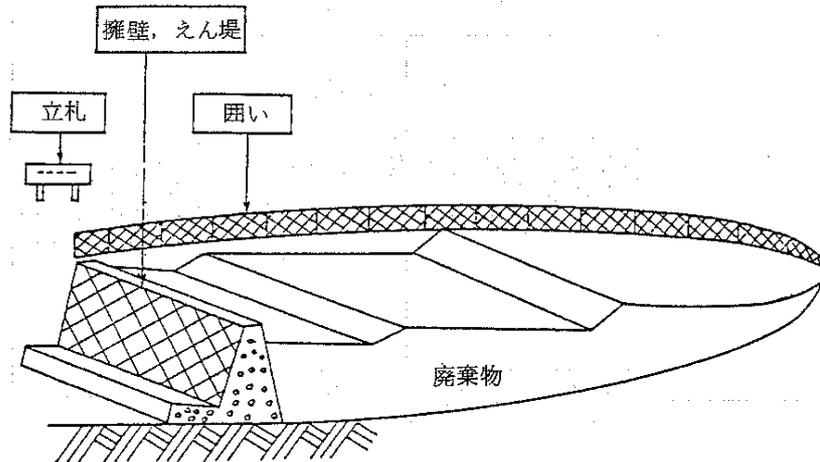
- (1) シャ断型最終処分場
- (2) 安定型最終処分場
- (3) 管理型最終処分場

図7-1 シャ断型最終処分場



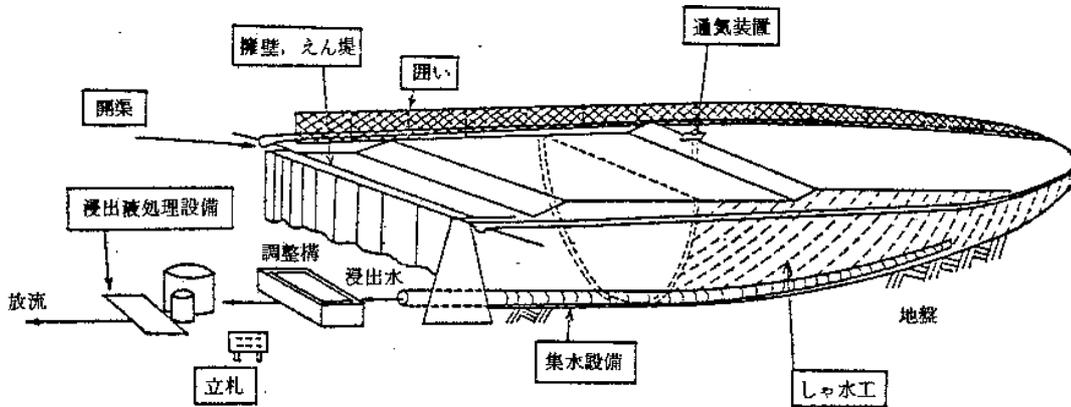
シャ断型最終処分場は、有害な燃えがら、ばいじん、汚泥、鉱さい、13号廃棄物を埋立処分する施設。

図7-2 安定型最終処分場



安定型最終処分場は、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくずおよび陶磁器くず、建設廃材、環境庁長官及び厚生大臣が指定する産業廃棄物を埋立処分する施設。

図 7 - 3 管理型最終処分場



管理型最終処分場は、廃油（タールピッチ類に限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣、動物のふん尿、動物死体及び無害な燃えがら、ばいじん、汚泥、鉍さい、13号廃棄物を埋立処分する施設。